

独立行政法人農業生物資源研究所農業生物資源ジーンバンク事業  
生物遺伝資源管理規程

13農生研第69号  
平成13年 4月 1日  
最終改正 22農生研第20110328070号  
平成23年 4月 1日

(趣旨)

第1条 独立行政法人農業生物資源研究所農業生物資源ジーンバンク事業実施規程（以下「事業実施規程」という。）第6条に基づき、同事業（以下「ジーンバンク事業」という。）において取扱う生物遺伝資源の管理について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、事業実施規程において使用する用語の例による。

(生物遺伝資源の収集・受入)

第3条 収集・受入の対象とする生物遺伝資源は、ジーンバンク事業の趣旨への同意を原則とし、特別の事情がある場合を除き、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 植物遺伝資源にあつては、次のとおりとする。
  - ア 植物の種類、来歴等が明らかにされていること。
  - イ 保存に必要な一定量があること。
- 二 微生物遺伝資源にあつては、次のとおりとする。
  - ア 微生物の種類、分類・同定特性、系統（株）名及び来歴等が明らかにされていること。
  - イ 保存に必要な一定量があること。
  - ウ 特に危険度が低いこと。
  - エ 培養・保存が困難でないこと。
- 三 動物遺伝資源にあつては、動物の種類、品種名、系統名及び来歴等が明らかにされていること。
- 四 DNA等にあつては、次のとおりとする。
  - ア 名称、由来生物種、由来品種及び提供者等の来歴情報が明らかであること。
  - イ 保存・増殖が困難でないこと。

(生物遺伝資源の増殖・保存)

第4条 収集・受入を行った生物遺伝資源は、適正に増殖・保存し、維持管理に努めなければならない。

(生物遺伝資源の情報の管理提供)

第5条 保存する生物遺伝資源は、登録番号を付し、種類、品名、来歴、特性情報、保存数量等を記録整理の上、原則として公開するものとする。

(生物遺伝資源の配布)

第6条 生物遺伝資源の配布は、試験研究（育種を含む。）又は教育用（以下「試験研究等」という。）として行い、原則として有料とするものとする。

- 2 配布申込は、生物遺伝資源配布申込書（別紙様式第1号）及び生物遺伝資源利用に関する条件を付した同意書（別紙様式第2号）並びにその他配布に必要な書類の提出をもって行うものとする。ただし、標準材料移転契約で取扱う生物遺伝資源については、同意書（別紙様式第2号）の提出に代えて、標準材料移転契約によるものとする。
- 3 配布数量及び配布価格は、遺伝資源センター長が別に定める。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には無料で配布できるものとする。
  - 一 事業実施規程第3条第6項により業務を委託した機関に所属する者からの、当該委託業務の用に供するための配布申込
  - 二 ジーンバンク事業のPRの一環となる報道又は展示等を無料で行う者からの配布申込
  - 三 国際協力及び国際慣行に鑑み、海外配布先のうち公的機関及びそれに準ずる機関からの配布申込
  - 四 第三者への配布が可能な生物遺伝資源（DNA等を除く。）をジーンバンク事業へ提供した者からの配布申込（提供同等数量までに限る。）
  - 五 動物遺伝資源の家畜又は家禽について、当該動物遺伝資源の使用とともに、遺伝的交流による好適な増殖又は保存によりジーンバンク事業に貢献することを申し出た者からの配布申込
  - 六 高等学校以下からの教育用に供するための配布申込
  - 七 標準材料移転契約で取扱う生物遺伝資源の配布申込
  - 八 その他遺伝資源センター長が別に定める場合
- 4 有料で配布を行う場合には、研究所は、配布の申込をした者（以下「配布申込者」という。）に請求書を発行するものとする。配布申込者は請求書に基づき所定の金額を指定銀行口座に振り込むこととする。
- 5 配布は、第3項のただし書で定める無料で配布する場合を除き、入金を確認した後に行うものとする。なお、配布にあたっては、生物遺伝資源配布通知書（別紙様式第3号）を送付するものとする。
- 6 標準材料移転契約で取扱う遺伝資源を配布する場合には、標準材料移転契約第6条第4項に従い、食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締約国理事会に通知するものとする。

（生物遺伝資源の配布の制限等）

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、生物遺伝資源の配布を拒むことができるものとする。
- 一 配布申込者の使用目的を不相当と認めたとき。
  - 二 在庫数量が不足しているとき（配布数量を調整することができる場合を除く。）。
  - 三 配布申込者がこの規程に違反したことがあるとき。
  - 四 各種の法令、条約、制度等に照らし、配布を不相当と認めたとき。
  - 五 その他わが国の食料・農業に重大な悪影響を及ぼす恐れがある等により、配布を不相当と認めたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、生物遺伝資源の配布数量を調整することができるものとする。
- 一 配布申込者の使用目的から調整が必要と認めたとき。
  - 二 在庫数量が不足しているとき。

（配布を受けた者の責務）

- 第8条 配布を受けた者は、同意書（別紙様式第2号）の内容に従うものとする。ただし、標準材料移転契約で取扱う生物遺伝資源については、標準材料移転契約の内容に従うものとする。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、生物遺伝資源の管理に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日 17農生研第040160号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日 18農生研第0401132号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の生物遺伝資源配布の申込み、同条第2項の生物遺伝資源配布の通知、第9条の変更の届出及び第10条の試験研究等結果の報告については、当分の間、従前の様式を用いて行うことができるものとする。

附 則（平成21年3月3日 20農生研第022305号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、以下を廃止する。
  - ・植物遺伝資源配布規則（18農生研第0401133号）
  - ・微生物遺伝資源配布規則（18農生研第0401134号）
  - ・動物遺伝資源配布規則（18農生研第0401135号）
  - ・DNA等配布規則（18農生研第0401136号）
- 3 この規程の施行に伴い、生物遺伝資源交換に関する研究協定の取扱いについて（19農生研第092502号）は廃止する。ただし、現在協定中のものはその協定期間満了まで有効とする。

附 則（平成23年3月28日 22農生研第20110328070号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号

生物遺伝資源配布申込書

独立行政法人 農業生物資源研究所遺伝資源センター長 殿

申込年月日：平成 年 月 日

申込者氏名 (利用者番号： )

所属機関

所属部科室等

所属部科室等の長の氏名

住所 〒 -

TEL ( )

FAX ( )

E-mail

(以下は、植物、微生物、動物及びDNA等の部門別に申込みの種類品名等について、適宜、様式を変更してよい。)

下記の生物遺伝資源の配布を申し込みます。

種類	品名	備考 (保存番号等)
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----

試験研究等の目的、概要： -----

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

(DNA等の場合は、業務安全委員会設置の有無及び取扱方法(復元方法等)書の要否を記入)

実施期間：平成 年 月 ~ 平成 年 月 (予定) まで

※本申込書の記載内容は、当ジーンバンク事業に関する以外には使用しません。「独立行政法人農業生物資源研究所における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する規程」に則り、本人の承諾無く第三者へ開示いたしません。

(用紙サイズA4)

## 様式第2号

### 同意書

平成 年 月 日付けで配布の申込みをした\_\_\_\_\_の生物  
遺伝資源の使用にあたっては、

- (1) 生物遺伝資源配布申込書に記載した試験研究（育種を含む。）又は教育目的以外には使用しません。記載した目的の内容を試験研究（育種を含む。）又は教育目的の範囲で変更する場合、事前に変更届出書（別紙様式第4号）をもって、独立行政法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）遺伝資源センター長の許可を得た上で使用します。また、国外へ持ち出す場合は、事前に研究所の許可を得ます。
- (2) 育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利が付帯されている場合、それらの権利が使用者に譲渡されるものではないことを承諾します。
- (3) 受領した生物遺伝資源を第三者に譲渡・転売・貸与しません。ここでの「譲渡・転売・貸与」とは、(2)の権利の移動、移転ないし引き渡しを含みます。
- (4) 動物遺伝資源の配布を受けた場合、生物遺伝資源配布申込書に記載した試験研究等の目的以外で当該動物遺伝資源の後代を取りません。
- (5) 第三者の育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利を侵害した場合、使用者又はその所属機関が一切の責任を負います。また、違反行為により、研究所を含む他者に損害をもたらしたときは、使用者又はその所属機関がこれを賠償します。
- (6) 使用により、使用者又はその所属機関に損失が生じた場合、研究所等の故意又は重大な過失によるものでない限り、研究所等には一切の責任を問わず、使用者又はその所属機関の責任で処理をします。
- (7) 受領した生物遺伝資源に起因する事故等に関しては、異議を申し立てません。
- (8) 使用期間が終了次第、試験研究等結果報告書（別紙様式第5号）を研究所遺伝資源センター長宛提出します。また、使用によって得た試験研究（育種を含む。）又は教育の結果を公表する場合は、当該生物遺伝資源を研究所の農業生物資源ジーンバンク事業から受けたことを明記し、公表した論文、資料等を研究所遺伝資源センター長宛提出します。
- (9) 使用により新たな育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利を得ようとする場合は、事前に研究所遺伝資源センター長に通知します。係る権利の持ち分については、研究所等及び配布申込者等による協議・合意の上、決定します。
- (10) 海外から導入された生物遺伝資源の場合、当該生物遺伝資源から生ずる利益については、生物多様性条約に従って原産国の主権的権利を尊重し、当該生物遺伝資源の配布に当たって締結された材料移転契約等の条件に従います。
- (11) 関連する法令、条約、制度等によって認められる範囲内で取り扱います。
- (12) 本同意書に違反した場合は、直ちに使用を止め、研究所遺伝資源センター長の指示により返却又は処分します。
- (13) 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について、疑義が生じた場合は、研究所と協議し、円満に解決を図ります。
- (14) 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の裁判所とすることとします。

独立行政法人農業生物資源研究所遺伝資源センター長 殿

平成 年 月 日

申込者氏名 印

所属部科室等の長の氏名 印

注1 氏名を自署又はサインする場合においては、押印を省略することができます。

2 押印する場合も含めて、FAX・PDF形式等の写しで提出することができます。

(用紙サイズA4)

様式第3-1号

生物遺伝資源配布通知書（標準材料移転契約によらない配布用）

第 号  
平成 年 月 日

殿

独立行政法人 農業生物資源研究所遺伝資源センター長

申込のあった下記生物遺伝資源を配布します。

種 類	品 名	備考（保存番号等）
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----

生物遺伝資源の利用にあたってのお願い。

- 1 配布した生物遺伝資源は速やかに内容をご確認下さい。その際、何らかの異常がみられた場合には、多少に関わらずお知らせ下さい。
- 2 「生物遺伝資源配布申込書」（様式第1号）の記載内容に変更が生じる場合は、事前に「変更届出書」（様式第4号）を提出して下さい。
- 3 試験研究等が終了した場合には、遅滞なく「試験研究等結果報告書」（様式第5号）を提出して下さい。
- 4 配布された生物遺伝資源を用いた研究結果等を公表する場合には、当該生物遺伝資源が独立行政法人農業生物資源研究所ジーンバンク事業により配布されたものであることを明記して下さい。
- 5 公表された論文・資料等については、当研究所あてに送付して下さい。
- 6 配布された生物遺伝資源を用いた試験研究等によって特許出願等を行う場合には、事前に当研究所あてに連絡を下さい。
- 7 貴方のジーンバンク利用者番号を \_\_\_\_\_ に決定しましたので、今後の変更届出、試験研究等結果報告、次回からの申込の際、書式に記載して下さい。また、番号決定後に、所属機関、部科室、住所等に変更が生じた場合には下記連絡先にお知らせ下さい。

（連絡先及び書類等送付先）

〒305-8602 茨城県つくば市観音台2丁目1-2  
 独立行政法人 農業生物資源研究所 ジーンバンク事業推進室  
 TEL:029-838-7467  
 FAX:029-838-7054  
 E-mail:genebank@nias.affrc.go.jp  
 URL:http://www.gene.affrc.go.jp/

※お手数ですが、配布申込手続き等についてのお問い合わせは、なるべく電子メール又はFAXをご利用下さい。

備 考：

（用紙サイズA4）

様式第3-2号

生物遺伝資源配布通知書（標準材料移転契約による配布用）

第 号  
平成 年 月 日

殿

独立行政法人 農業生物資源研究所遺伝資源センター長

6 申込のあった下記生物遺伝資源を配布します。本配布については、標準材料移転契約第4条第4項に従い、食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結国理事会に通知します。

種 類	品 名	備考（保存番号等）
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----

生物遺伝資源の利用にあたってのお願い。

- 1 配布した生物遺伝資源は速やかに内容をご確認下さい。その際、何らかの異常がみられた場合には、多少に関わらずお知らせ下さい。
- 2 「生物遺伝資源配布申込書」（様式第1号）の記載内容に変更が生じる場合は、必ず標準材料移転契約の内容をご確認下さい。
- 3 生物遺伝資源を配布後、一定期間の後に、公表された成果等について問い合わせますのでご協力下さい。
- 4 配布された生物遺伝資源を用いた研究結果等を公表する場合には、当該生物遺伝資源が独立行政法人農業生物資源研究所ジーンバンク事業により配布されたものであることを明記して下さい。
- 5 公表された論文・資料等については、当研究所あてに送付して下さい。
- 6 貴方のジーンバンク利用者番号を \_\_\_\_\_ に決定しましたので、次回からの申込の際、書式に記載して下さい。また、番号決定後に、所属機関、部科室、住所等に変更が生じた場合には下記連絡先にお知らせ下さい。

（連絡先及び書類等送付先）

〒305-8602 茨城県つくば市観音台2丁目1-2  
 独立行政法人 農業生物資源研究所 ジーンバンク事業推進室  
 TEL: 029-838-7467  
 FAX: 029-838-7054  
 E-mail: genebank@nias.affrc.go.jp  
 URL: http://www.gene.affrc.go.jp/

※お手数ですが、配布申込手続き等についてのお問い合わせは、なるべく電子メール又はFAXをご利用下さい。

備 考：

（用紙サイズA4）

## 様式第4号

### 変更届出書

独立行政法人 農業生物資源研究所遺伝資源センター長 殿

所 属 (機関・部科室等)

氏 名 (利用者番号: )

平成 年 月 日付け提出の「生物遺伝資源配布申込書」の記載内容に変更が生じるので、下記のとおり届け出ます。(配布通知書: 年 月 日付け 号)

- 1 変更年月日
- 2 変更事項
- 3 変更理由

(用紙サイズA4)

## 様式第5号

### 試験研究等結果報告書

独立行政法人 農業生物資源研究所遺伝資源センター長 殿

所 属 (機関・部課室等)

氏 名 (利用者番号: )

平成 年 月 日付け提出の「生物遺伝資源配布申込書」に係る試験研究等が終了したので、下記のとおり報告します。(配布通知書: 年 月 日付け 号)

(以下は、植物、微生物、動物及びDNA等の部門別に申込みの種類品名等について、適宜、様式を変更してよい。)

#### 1 配布を受けた生物遺伝資源

種 類	品 名	備考 (保存番号等)
-----	-----	------------

-----	-----	-----
-----	-----	-----

- 2 試験研究等目的、概要
- 3 実施期間
- 4 試験研究等の成果の要約
- 5 公表論文・資料等

(用紙サイズA4)